公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１２１３号
札幌市中央区北１条西28丁目５番18―302号
債務者　藤平真知子（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２６号
札幌市厚別区大谷地西６丁目１番10号　ホワイトコーポ遠田201
債務者　村上　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４２４号
北海道北広島市西の里北３丁目３番地18
債務者　藤原　修一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４３７号
札幌市豊平区平岸１条14丁目１番24号　コーポ浅井１号
債務者　西野さゆり
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５１８号
札幌市厚別区上野幌３条５丁目１番１―207号
債務者　北村恵実子（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５４３号
北海道北広島市希望ヶ丘４丁目６番地23
債務者　田村　　久
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５４８号
札幌市豊平区平岸３条４丁目４番17―206号
債務者　山本千意子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３１号
札幌市北区北38条西８丁目１番１―107号
債務者　菊地　房雄
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７３号
北海道江別市あけぼの町９番地　Ｈ８―41
債務者　中村真奈美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９１号
札幌市北区百合が原９丁目６番17―1002号
債務者　梅津由美子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３１号
札幌市清田区平岡１条１丁目４番18―101号
債務者　林　喜久雄
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３２号
札幌市清田区平岡１条１丁目４番18―101号
債務者　林　真紀子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７４号
北海道北広島市白樺町１丁目４番地２　Ｃ３―33
債務者　橋本あけみ（旧姓井村）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８７号
札幌市手稲区曙３条３丁目１―１―407、住民票上の住所北海道積丹郡積丹町大字野塚町116番地の６
債務者　三國　　肇
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８８号
北海道積丹郡積丹町大字野塚町116番地の６
債務者　三國　直美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３１号
札幌市白石区本通12丁目南８番９号　クレスト本通106号
債務者　濱口　美希（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４０号
札幌市北区屯田６条12丁目１番３―101号
債務者　山田恵美子（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５３号
札幌市北区新琴似10条14丁目３番７号
債務者　下山田智恵（旧姓小田原）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部